

# 岐阜県公報

平成二十一年三月十七日 (火曜日)

(火曜日)

目 次

規 則

岐阜県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

(高齢福祉課) 一八六

牛の結核病の検査の実施

(畜産課) 一八七

牛のブルセラ病の検査の実施  
牛のヨーネ病の検査の実施

(畜産課) 一八八

死亡牛の伝達性海綿状脳症の実施

(畜産課) 一八九

牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の検査の実施

(畜産課) 一八九

馬伝染性貧血の検査の実施

(畜産課) 一八九

豚のオースキー病の検査の実施

(畜産課) 一九〇

豚の流行性脳炎の検査の実施

(畜産課) 一九〇

家きんサルモネラ感染症、ニコーカッスル病及びマイコプラズマ病の検査の実施

(畜産課) 一九〇

みつばちの腐蛆病の検査の実施

(畜産課) 一九一

道路の供用開始

(法務・情報公開課) 一九二

道路の区域変更

(法務・情報公開課) 一九三

保安林の指定予定

(法務・情報公開課) 一九四

公 示

(法務・情報公開課) 一九五

## 規則

岐阜県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則<sup>○</sup>」<sup>○</sup>を定める。

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 田 肇

岐阜県規則第十四回

岐阜県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則<sup>○</sup>

岐阜県介護保険財政安定化基金条例施行規則（平成十二年岐阜県規則第十三回）の一部を次のとおり改正する。

同規則第二回様式を次のとおり改める。

## 第3号様式（第2条、第3条関係）

基金事業対象収入額・費用額実績報告書

## 1 基金事業対象収入額

（単位 円）

実績保険料収納額 A	公費負担額 B	調整交付金額 C	基金事業対象収入額 (A + B + C + D + E + F)
介護給付費交付金額 D	地域支援事業支援交付金額 E	その他 F	

## 2 基金事業対象費用額

（単位 円）

標準給付費額 A	地域支援事業費額 B	財政安定化基金拠出金 C
財政安定化基金償還金 D	基金事業対象費用額 (A + B + C + D)	

同規則第2回様式を次のとおり改める。

## 第6号様式（第3条関係）

## 年度 単年度基金事業対象収入額・費用額実績報告書

## 1 単年度基金事業対象収入額

(単位 円)

実績保険料収納額 A	公費負担額 B	調整交付金額 C	単年度基金事業対象収入額 (A+B+C+D+E+F)
介護給付費交付金額 D	地域支援事業支援交付金額 E	その他 F	

## 2 単年度基金事業対象費用額

(単位 円)

標準給付費額 A	地域支援事業費額 B	財政安定化基金拠出金 C
財政安定化基金償還金 D	単年度基金事業対象費用額 (A+B+C+D)	

北口 南口

岐阜県告示第百六十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第五十六号）第五条第一項の規定による、次のとおり牛の結核病の検査を実施する。同条第一項の規定によるものと同様である。

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 譲

## 実施の区域

## 牛の結核病発生予防のため

## 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域
1 摺乳の牛に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のいわ週長1年以内（平成十九年度及び平成二十一年度内）上検査を受けていない牛（生後九十日未満のものを除く）	岐阜市、高山市、各務原市、土岐市、美濃加茂市、瑞浪市、恵那市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、本巣郡、養老郡、不破郡、加茂郡、可児郡
2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	

## III 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第二百五十五号）定表第一に規定する結核病の検査方法による。

## IV 実施の期日

平成二十一年三月一日至三月三十日までの間に於て岐管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百六十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第五十六号）第五条第一項の規定による、次のとおり牛の結核病の検査を実施する。同条第一項の規定によるものと同様である。

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 譲

IJの規則は、平成二十一年四月一日からの施行である。

<p><b>一 実施の目的</b> 牛のブルセラ病発生予防のため</p> <p><b>二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域</b></p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施の対象となる家畜の種類及び範囲</th><th>実施する区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 摺乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後九十日未満のものを除く。）</td><td>岐阜市、高山市、各務原市、土岐市、美濃加茂市、瑞浪市、恵那市、可児市、山県市、瑞穂市、本郷市、海津市、本郷郡、養老郡、不破郡、加茂郡、可児郡</td></tr> <tr> <td>2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛</td><td></td></tr> </tbody> </table>		実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域	1 摺乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後九十日未満のものを除く。）	岐阜市、高山市、各務原市、土岐市、美濃加茂市、瑞浪市、恵那市、可児市、山県市、瑞穂市、本郷市、海津市、本郷郡、養老郡、不破郡、加茂郡、可児郡	2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	
実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域						
1 摺乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後九十日未満のものを除く。）	岐阜市、高山市、各務原市、土岐市、美濃加茂市、瑞浪市、恵那市、可児市、山県市、瑞穂市、本郷市、海津市、本郷郡、養老郡、不破郡、加茂郡、可児郡						
2 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛							
<p><b>三 検査の方法</b> 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定するブルセラ病の検査方法による。</p>							
<p><b>四 実施の期日</b> 平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間ににおいて所管家畜保健衛生所長が指定する日</p>							
<p>岐阜県告示第百六十八号</p>							
<p><b>岐阜県告示第百六十九号</b></p>							
<p><b>三 検査の方法</b> 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する口一ネ病の検査方法による。</p>							
<p><b>四 実施の期日</b> 平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間ににおいて所管家畜保健衛生所長が指定する日</p>							
<p>岐阜県告示第百六十八号</p>							
<p><b>一 実施の目的</b> 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛の口一ネ病の検査を実施するので、同条第一項の規定により告示する。</p>							
<p>平成二十一年三月十七日</p>							
<p>岐阜県知事 古 田 肇</p>							
<p><b>一 実施の目的</b> 牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため</p>							
<p><b>二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲</b></p>							
<p>牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛</p>							
<p><b>三 実施する区域</b></p>							
<p>県内全域</p>							
<p><b>四 検査の方法</b> 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する伝達性海綿状脳症の検査方法による。</p>							
<p><b>五 実施の期日</b> 平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間ににおいて所管家畜保健衛生所長が指定する日</p>							
<p>岐阜県告示第百六十九号</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施の対象となる家畜の種類及び範囲</th><th>実施する区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 摺乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後百八十日未満のものを除く。）</td><td>大垣市、関市、美濃市、羽島市、中津川市、郡上</td></tr> </tbody> </table>		実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域	1 摺乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後百八十日未満のものを除く。）	大垣市、関市、美濃市、羽島市、中津川市、郡上		
実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施する区域						
1 摺乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後百八十日未満のものを除く。）	大垣市、関市、美濃市、羽島市、中津川市、郡上						

岐阜県告示第百七十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定により、次とおり牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の検査を実施するので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

## 一 実施の目的

牛のアカバネ病、イバラキ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病及び牛流行熱の発生予察のため

## 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏牛（原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

## 三 実施する区域

県内全域

## 四 検査の方法

中和試験

## 五 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間ににおいて所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百七十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定により、次とおり豚のオースキー病の検査を実施するので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

## 五 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間ににおいて所管家畜保

## 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定す

る馬伝染性貧血の検査方法による。

## 四 検査の方法

## 三 実施する区域

県内全域

## 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 競馬法（昭和二十三年法律第二百五十八号）による競馬に出場する馬

2 1に該当する馬のほか、家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬

## 四 検査の方法

## 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定により、次とおり馬伝染性貧血の検査を実施するので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

## 一 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

## 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚のオースキー病発生予防のため

## 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

繁殖豚及び繁殖候補豚

## 四 検査の方法

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

## 五 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間ににおいて所管家畜保

1 実施の目的  
馬伝染性貧血の発生予防のため

岐阜県知事 古 田 肇

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定により、次とおり馬伝染性貧血の検査を実施するので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月十七日

岐阜県告示第百七十一号  
平成二十一年三月十七日  
岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第百七十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚の流行性脳炎の検査を実施するので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

豚の流行性脳炎の発生予察のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏豚（原則としてワクチン接種を行わない豚）

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法  
赤血球凝集抑制反応法

五 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百七十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり、家きんサルモネラ感染症、ニコーカッスル病及びマイコプラズマ病の検査を実施するので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

三 実施する区域  
県内全域

四 検査の方法

- 1 家きんサルモネラ感染症及びマイコプラズマ病については、急速凝集反応法
- 2 ニコーカッスル病については、赤血球凝集抑制反応法

五 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百七十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりみつばちの腐蛆病の検査を実施するので、同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

みつばちの腐蛆病発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

みつばち（所管家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査

五 実施の期日

平成二十一年四月一日から平成二十一年三月三十日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

- 一 実施の目的  
家きんサルモネラ感染症、ニコーカッスル病及びマイコプラズマ病発生予防のため
- 二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
種鷄及び種鷄候補鷄

なお、その関係面は、平成二十一年三月十七日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

類の道種路	路線名	区間	延メートル長	供用開始の期日	備考
国一般 号四百十八	関市広見字小洞九八五番二地 先から 同市同 地先まで	一四三一番四	(一七)・〇	平成二年三月二七	備考
			一九・五・六	平成二年五月六日	備考

岐阜県告示第百七十七号  
道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。  
なお、その関係面は、平成二十一年三月十七日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

類の道種路	路線名	区間	延メートル長	供用開始の期日	備考
郡上市大和町内ヶ谷字出会一 一九番一〇七地先地内 一〇番一〇七地内ヶ谷字出会一 郡上市大和町内ヶ谷字出会一 一九番一〇七地先地内 一〇番一〇七地内ヶ谷字出会一	一 三・〇	一 三・〇	一 三・〇	平成二十一年三月十七日	備考

岐阜県告示第百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。  
なお、その関係面は、平成二十一年三月十七日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

類の道種路	路線名	区間	延メートル長	供用開始の期日	備考
県道 白川多治見線	可児市柿下字高田二三四四番二 地先から 同市同 地先まで	字岩下四二一番一地	(三五)・四	平成二年三月二七	備考
			一九・一・九	平成二年一月十九日	備考

岐阜県告示第百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。  
なお、その関係面は、平成二十一年三月十七日から一週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	板白取線	郡上市大和町内ヶ谷字出会一 一九番一〇七地先から 一〇番一〇八地先まで	同市同町同字同一	平成二十一年三月十七日	平成二十一年三月十七日



<p>2 主伐として伐採ができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種</p> <p>次とのおりとする。</p> <p>(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p>	
公 示	
	<p>行政書士の監督処分</p> <p>行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条第一号の規定により、行政書士の監督処分をしたので、同法第十四条の五の規定により公示する。</p> <p>平成二十一年三月十七日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
一 氏 名 井戸 長四郎	
二 住 所 加茂郡川辺町西柄井一七四七番地一	
三 処 分 年 月 日 平成二十一年三月十二日	
四 处 分 の 内 容 平成二十一年三月一十三日から一月間の業務の停止	
	<p>特定非営利活動法人の設立認証申請</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。</p> <p>平成二十一年三月十七日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
一 申 請 の あ っ た 年 月 日 平成二十一年三月五日	
二 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称 特定非営利活動法人ひまわり旅行	
三 代 表 者 の 氏 名 伊藤 雅康	
四 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 岐阜県岐阜市加納新本町一丁目一五番地	
五 定 款 に 記 載 さ れ た 目 的 この法人は、高齢者・要介護者・要支援者の方々などの外出支援を必要とする人々に対して、自由に外出する事で生きがいの有る生活ができる様に旅行に関する事業を行う。また、旅行を様々な形でサポートすることで、介護従事者の生活の安定とリフレッシュを図り、家族を含めた充実した生活に貢献し、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。	
一 申 請 の あ っ た 年 月 日 平成二十一年三月三日	
岐阜県知事 古 田 肇	
二 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称 特定非営利活動法人岐阜県ジュニアテニースアカデミー	
三 代 表 者 の 氏 名 各務 喜仁	
四 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 岐阜県多治見市音羽町一丁目一〇番地三号 ハイレジデンス音羽苑六〇一号	
五 定 款 に 記 載 さ れ た 目 的 この法人は、岐阜県において、地域スポーツ、生涯スポーツの発展を図るため、各地域のテニスを始める機会のなかつた子供達に対し、テニスの普及事業、県及び市町村の公的機関が開催するテニス企画の運営支援事業テニスの指導者の養成支援事業等を行い、公営スポーツ施設でのスポーツの振興と子どもの健全育成をとおして地域社会の利益の増進に寄与することを目的とする。	

**特定非営利活動法人の定款変更認証申請**  
**特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。**

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十一年三月六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ピュア・マインド

三 代表者 の 氏 名 内山 はるみ

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市愛岐ヶ丘三丁目八七番地

五 定款に記載された目的 この法人は、病気や障害等で日常生活が困難な人々及び働く家族の子育てに対して介護支援及び子育て支援に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 平成二十一年度調理師試験の実施

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の一第一項に規定する調理師試験を次のとおり実施するので、岐阜県調理師法施行規則（昭和三十四年岐阜県規則第六十号）第七条の規定により公示します。

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 試験期日  
平成二十一年八月十七日（月）
- 二 試験場所  
岐阜会場 各務原市那加錦田町三〇番地の一 中部学院大学各務原キャンパス  
多治見会場 多治見市十九田町一丁目八番地 多治見市文化会館  
多治見市上野町五丁目六八番地の一 東濃西部総合庁舎

高山会場	高山市上岡本町七丁目四六八番地	飛驒総合庁舎
試験科目	食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論	学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第五十七条に規定する者又は調理師法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされた者（以下「学校教育法第五十七条に規定する者等」という。）で多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条各号に定めるものにおいて一年以上調理の業務に従事したもの
四 受験資格	学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第五十七条に規定する者又は調理師法附則第三項の規定により学校教育法第五十七条に規定する者とみなされた者（以下「学校教育法第五十七条に規定する者等」という。）で多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条各号に定めるものにおいて一年以上調理の業務に従事したもの	五 受験手続
1 順歴書	試験を受けようとする者は、受験願書（岐阜県調理師法施行規則別記第五号様式）に次の書類を添えて、県の各保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）、岐阜市保健所又は岐阜県健康福祉部生活衛生課に提出してください。	6 調理業務従事証明書（岐阜県調理師法施行規則別記第六号様式）
2 調理業務従事証明書（岐阜県調理師法施行規則別記第六号様式）	なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「調理師試験願書在中」と朱書きし、岐阜県健康福祉部生活衛生課（〒500-8570岐阜市薮田南二丁目一一番一号）に提出してください。	3 学校教育法第五十七条に規定する者等であることを証する書類（姓又は名が変わった者は、出願前二月以内に作成した戸籍抄本を添付してください。）
3 学校教育法第五十七条に規定する者等であることを証する書類（姓又は名が変わった者は、出願前二月以内に作成した戸籍抄本を添付してください。）	4 写真（出願前六月以内に正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、無帽、上半身のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。）	7 願書配布期間
4 写真（出願前六月以内に正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、無帽、上半身のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。）	5 申込みは、同月一日（月）から同月五日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。	8 受験手数料
5 申込みは、同月一日（月）から同月五日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。	6 千百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付けて納付してください	7 平成二十一年六月一日（月）から同年六月五日（金）まで。なお、郵送による受験
6 千百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書にはり付けて納付してください	8 受験手数料	8 平成二十一年四月二十七日（月）から同年六月五日（金）まで。

(消印はしないでください。)。なお、郵送による場合は、六千百円分の岐阜県収入証紙、定額小為替又は普通為替を同封してください。

**九 合格発表**

平成二十一年九月十日(木)に岐阜県庁及び各保健所に受験番号を掲示して発表するとともに、合格者に合格通知書を交付します。

**十 試験結果の提供**

平成二十一年度調理師試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

- 1 提供する試験結果  
調理師試験の総合得点及び科目別得点
- 2 提供期間  
合格発表の日から一月間
- 3 提供する場所  
個人情報総合窓口(岐阜県庁二階)及び県の各保健所
- 4 その他  
個人情報総合窓口(岐阜県庁二階)及び県の各保健所

十一 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

十二 試験について不明な点は、各保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課に問い合わせてください。

---

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次とのおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年三月十七日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 筆

一 届出年月日 平成二十一年三月五日	二 届出者の氏名又は名称 ゲンキー株式会社	三 建物の名称及び所在地 (仮称) ゲンキー富加店 加茂郡富加町羽生字七条二一〇六一外
四 変更しようとする事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 (変更前) 午前十時 (変更後) 午前十時(ただし年間十四日は午前九時) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前九時三〇分~午後九時三〇分 (変更後) 午前九時三〇分~午後九時三〇分 (ただし年間十四日は午前八時三〇分~午後九時三〇分)		
五 土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業まつめ地区八重島工区の換地処分を平成二十一年三月四日としたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。		
六 土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業飯地地区沖田工区の換地処分を平成二十一年三月四日としたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。		
七 県営土地改良事業の換地処分 岐阜県知事 古 田 筆		
八 県営土地改良事業の換地処分 岐阜県知事 古 田 筆		
九 土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業飯地地区沖田工区の換地処分を平成二十一年三月四日としたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。		

岐阜県知事 古 田 筆

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 筆

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 筆

平成二十一年三月十七日

## 土地改良事業の施行の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の一第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行を適当と決定したので、同法第九十六条の一第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施 行 者 名	施 行 に 係 る 地 区 名	縦 覧 场 所	縦 覧 期 間
飛 車 市 上 野 地 区	前 飛 車 市 役 所	同 平 成 二 一 ・ 四 三 ・ 一 七 か ら	五 ま で

## 市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の一第一項の規定により、中津川市営土地改良事業福田地区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十五条の一第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

## 土地改良事業の工事の完了

次の農営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二十九条の一第三項の規定により公示する。

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

事 業 の 種 類	施 行 に 係 る 地 区 名	工 事 完 了 年 月 日
農 営 農 村 活 性 化 住 環 境 整 備 事 業	飯 地 地 区 ( 沖 田 工 区 )	平 成 二 一 ・ 二 ・ 一 七

## 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

取 消 年 月	商 号 又 は 名 称	主たる営業所 の所在地	許 可 番 号	取 消 し た 工 事 業
平成二十一年十一月二十五日	株式会社 北飛商事	飛騨市神岡町 東雲一三三四	一七五五	土木一式、とび・土工・コンクリート、造園及び消防施設工事業
平成二十一年一月二十七日	丸一建設 工業株式会社	飛騨市神岡町 東雲一三三四	一七五五	土木一式、とび・土工・コンクリート、造園及び消防施設工事業
平成二十一年一月二十七日	雅敏 役山口 博由	飛騨市神岡町 東雲一三三四	一七五五	土木一式、とび・土工・コンクリート、造園及び消防施設工事業
平成二十一年一月二十七日	株式会社 フジケン	飛騨市神岡町 東雲一三三四	一七五五	土木一式、とび・土工・コンクリート、造園及び消防施設工事業
平成二十一年一月二十七日	勝三 役古田 八六	飛騨市神岡町 東雲一三三四	一七五五	土木一式、とび・土工・コンクリート、造園及び消防施設工事業
平成二十一年一月二十七日	可児市広見五八六	飛騨市神岡町 東雲一三三四	一七五五	土木一式、とび・土工・コンクリート、造園及び消防施設工事業
平成二十一年一月二十七日	一般十八一	飛騨市神岡町 東雲一三三四	一七五五	土木一式、とび・土工・コンクリート、造園及び消防施設工事業
平成二十一年一月二十七日	一般十八一	飛騨市神岡町 東雲一三三四	一七五五	土木一式、とび・土工・コンクリート、造園及び消防施設工事業

平成二十 年二十九日	平成二十 年一月二十九日	平成二十 年一月二十九日	平成二十 年一月二十九日	平成二十 年一月二十九日	平成二十 年一月二十九日	平成二十 年一月二十九日	平成二十 年一月二十九日	平成二十 年一月二十九日	平成二十 年一月二十九日	平成二十 年一月二十九日	平成二十 年一月二十九日	平成二十 年一月二十九日	平成二十 年一月二十九日	平成二十 年一月二十九日	平成二十 年一月二十九日	平成二十 年一月二十九日	平成二十 年一月二十九日					
有限会社	社 業 株式会 井ノ口工 イズ サンフエ	株式会社 伊藤組	河合管工 株式会社	東映建設 株式会社	秋田建設 株式会社	ナイ・ガ イ建工有 限会社	高橋重建 株式会社	所 伊藤工業 株式会社	田一 大垣市赤坂新 一一五													
代表取締	正範 役 幹男 鈴木 地一 一〇 三〇	役 代表取締 那須 飯柄四三五番 岐阜市宇佐南 一丁目一八番 三〇	役 伊藤誠紀 河合 七八 七	代表取締 勝 篠田 岐阜市黒野南 一丁目一二七 七	代表取締 嘉彦 秋田 錦町八〇番地 羽島市竹鼻町 丁目三五番地 七	役 芳一 役 服部 岐阜市下西郷 二丁目一四五 五	代表取締 正道 役 高橋 岐阜市中西郷 四一四番地 四	役 伊藤 満信 役 伊藤 田一 一二五														
本巣市曾井中	二	地一 一〇 三〇	七八 七	本巣市政田一	番地 岐阜市竹鼻町 一丁目一二七 七	羽島市竹鼻町 錦町八〇番地 丁目三五番地 七	番地の五 岐阜市下西郷 二丁目一四五 五	番地の五 岐阜市中西郷 四一四番地 四	特十九 三二三 三													
般十九 一	般十六 〇〇六五〇	般十八 〇〇八五五	般十七 〇一五四	般・特十六 一八一 一一六	三七一 一 一	般十七 三六五五 一	般十八 七八八	般十八 〇一七六九 八	般十七 九三〇	タイル・れんが・ プロック工事業 管、塗装及び造園 工業事業	建築一式及び管工 事業	事業	事業	事業	事業	特十九 三二三 三						
鉄筋工事業	置工事業 管及び機械器具設	建工具事業	クリート工事業 とび・土工・コン さく井 水道施設 及び消防施設工事	土木一式、管、ほ 装、機械器具設置、 さく井 水道施設 及び消防施設工事	土木一式、とび・ 土工・コンクリー ト、ほ装及び造園	土木一式、とび・ 土工・コンクリー ト、鋼構造物、ほ 装及び水道施設工 事	土木一式及び鋼構 造物、ほ装及び水 道施設工事	タイル・れんが・ プロック工事業 管、塗装及び造園 工業事業	建築一式及び管工 事業	建築一式及び造園 工業事業	建築一式及び管工 事業	建築一式及び管工 事業	建築一式及び管工 事業	建築一式及び管工 事業	建築一式及び管工 事業	建築一式及び管工 事業						
丸高鉄筋	ウエムラ 株式会社	水野組 株式会社	吉富建設 有限公司	興業 株式会社	伊藤建設 株式会社	中野工業 有限公司	中野 和幸	中野 和政	和政 伊藤	実城 役 吉村	努 役 水野	代表取締 役 上村	富夫 役 高木	武志 役 高木	島一六九八 八一							
店 小林工務	株式会社 烟佐土木	株式会社 上原土建	イエン ビルトオ 安藤管工 有限公司	功一 代表取締 役 安藤	平八 役 松本 功一 代表取締 役 安藤	平年 役 田口 功一 代表取締 役 安藤	瑞浪市陶町水 上一二七番地 二〇番地 地一丁目七九番 五〇一番地 下呂市蛇之尾 良八七番地一 上呂三三八二 下呂市萩原町	羽島郡岐南町 平島一丁目二 酒倉二二一九 番地の四 六	加茂郡坂祝町 酒倉二二一九 番地の四 六	羽島市舟橋町 一三一番地の 六	東方一〇六五 羽島市桑原町 一三一番地の 六	羽島市舟橋町 一三一番地の 六	東方一〇六五 羽島市桑原町 一三一番地の 六	東方一〇六五 羽島市桑原町 一三一番地の 六	東方一〇六五 羽島市桑原町 一三一番地の 六	東方一〇六五 羽島市桑原町 一三一番地の 六	東方一〇六五 羽島市桑原町 一三一番地の 六	東方一〇六五 羽島市桑原町 一三一番地の 六	東方一〇六五 羽島市桑原町 一三一番地の 六	東方一〇六五 羽島市桑原町 一三一番地の 六	東方一〇六五 羽島市桑原町 一三一番地の 六	東方一〇六五 羽島市桑原町 一三一番地の 六
般十七 一	般十八 一	般十九 一	般十八 一	般・特十九 一 一 一	五二二 一	般十九 一	般二十一 一	般十九 一	般十九 一	般十八 一	般十八 一	般十七 一	般十七 一	般十七 一	般十七 一	般十七 一	六四九四					
建築一式工事業	建築一式工事業	建築一式工事業	建築一式工事業	土木一式、とび・ 土工・コンクリー ト、石、ほ装及び 造園工事業	建築一式及び鋼構 造物工事業	土木一式、とび・ 土工・コンクリー ト、鋼構造物、ほ 装及び水道施設工 事	土木一式及び鋼構 造物工事業	土木一式及び鋼構 造物工事業	土木一式及び鋼構 造物工事業	土木一式及び鋼構 造物工事業	土木一式及び鋼構 造物工事業	土木一式及び鋼構 造物工事業	土木一式及び鋼構 造物工事業	土木一式及び鋼構 造物工事業	土木一式及び鋼構 造物工事業	土木一式及び鋼構 造物工事業	土木一式、とび・ 土工・コンクリー ト、石、ほ装及び 造園工事業					

平成二十一年一月十二日	平成二十一年二月十二日	平成二十一年一月十二日	平成二十一年一月十二日	第一技建株式会社
前田建工	前田弘巳	株式会社小池組	株式会社青葉建設	株式会社柘木建設
岐阜市鏡島一 一一一一一 一一	岐阜市上中町 羽島市西改田 上の町五〇	中五四五番地	岐阜市西改田 七丁目一番一 七号	岐阜市日野南 般十六一 三三〇
般十九 一八一八	般十八 二七一八	般十八 一	般十七 一 〇一五七〇	般十七 一 三三〇
土木・コンクリート・石及びほ装工事業	土木・コンクリート・土工・土木工事	土木一式、建築一式、とび・土工・コンクリート及びほ装工事業	土木一式工事業	建築一式工事業

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により測量計画機関の長岐県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年三月十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県知事 古 田 肇

郡富加町、七宗町、八百津町及び白川町、可児郡御嵩町並びに大野郡白川村

**獣銃等講習会の開催**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、  
獣銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成二十一年三月十七日

岐阜県公安委員会

委員長 小 川 信 也

**一 開催する講習会の種類**

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による獣銃又は空氣銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会（以下「初心者講習会」という。）
- 2 銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定による許可の更新を受けようとする者に対する講習会（以下「経験者講習会」という。）

**二 初心者講習会**

**講習会の開催日時及び場所**

開 催 年 月 日	開 催 時 間	開 催 場 所
平成二十一年五月二十八日（木）	午前十時から午後五時まで	東濃西部総合庁舎
同 年七月三十日（木）	同	飛驒総合庁舎
同 年十一月三日（木）	同	岐阜県シンクタンク庁舎
平成二十一年一月二十八日（木）	同	可茂総合庁舎
同 年三月十八日（木）	同	大垣市民会館

当日の受付時間は、午前九時三十分から午前十時までとする。  
なお、受講申込者が十人に満たないときは、開催しないことがある。

**三 経験者講習会**

**講習会の開催日時及び場所**

開 催 年 月 日	開 催 時 間	開 催 場 所
平成二十一年四月十六日（木）	午後一時三十分から	恵那総合庁舎
同 年五月十四日（木）	同	東濃西部総合庁舎
同 年五月二十一日（木）	同	下呂総合庁舎
同 年六月四日（木）	同	岐阜県シンクタンク庁舎
同 年六月二十五日（木）	同	惠那総合庁舎
同 年七月一日（木）	同	可茂総合庁舎
同 年七月十六日（木）	同	大垣市民会館
同 年七月二十三日（木）	同	飛驒総合庁舎
同 年八月六日（木）	同	郡上総合庁舎
同 年八月二十七日（木）	同	恵那総合庁舎
同 年九月三日（木）	同	岐阜県シンクタンク庁舎
同 年九月十七日（木）	同	下呂総合庁舎
同 年十月一日（木）	同	中濃総合庁舎
同 年十月八日（木）	同	大垣市民会館
同 年十月二十九日（木）	同	恵那総合庁舎
同 年十一月十九日（木）	同	飛驒総合庁舎
同 年十一月二十六日（木）	同	可茂総合庁舎
同 年十一月十日（木）	同	大垣市民会館
同 年十一月十七日（木）	同	恵那総合庁舎

平成二十一年一月七日(木)	同	岐阜県シンクタンク ク厅舎
同 年 一月十四日(木)	同	東濃西部総合厅舎
同 年 一月四日(木)	同	中濃総合厅舎
同 年 一月十八日(木)	同	恵那総合厅舎
同 年 三月四日(木)	同	郡上総合厅舎
同 年 三月十一日(木)	同	岐阜県シンクタンク ク厅舎
同 年 三月十五日(木)	同	飛驒総合厅舎

当日の受付時間は、午後一時から午後一時三十分までとする。

#### 四 受講の申込み

講習を受けようとする者は、県内の警察署で獣銃等講習受講申込書及び収入証紙納付書各一通の交付を受け、獣銃等講習受講申込書に必要事項を記載の上、写真（六ヶ月以内に撮影した無帽、正面、三分身、横二十四ミリメートル、縦二十六ミリメートルのもの）一枚を添え、収入証紙納付書に住所及び氏名を記載の上、受講手数料として受講しようとする講習の所定の額に相当する岐阜県収入証紙をはり付け、講習受講予定日の十四日前までに住所地を管轄する警察署に提出すること。

なお、初心者講習会の受講日時は、講習申込者に獣銃等講習会日時等決定通知書により通知する。

#### 五 受講手数料

- 1 初心者講習会 六、八〇〇円
- 2 経験者講習会 三、〇〇〇円

#### 六 講習内容

- 1 初心者講習会
- (一) 獣銃及び空氣銃の所持に関する法令 二時間
- (二) 獣銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い 二時間
- 2 経験者講習会
- (一) 獣銃及び空氣銃の所持に関する法令 二時間
- (二) 獣銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い 二時間
- 3 獣銃及び空氣銃の所持に関する法令 一時間
- 4 獣銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い 一時間

#### 七 注意事項

- 1 受講者は、筆記具及びノートを持参すること。
- 2 受講に当たつて、係員の指示に従わない者又は受講態度が著しく悪い者に対しても、退場を命ずることがある。
- 3 の講習について不明な点は、住所地を管轄する警察署に問い合わせること。
- 4 その他

正 誤  
(校正誤り)

平成二十一年一月三日第一千一十号 道路の供用開始 (岐阜県告示第九十八号) 八九

正 誤  
(原稿誤り)  
平成二十一年一月三日は、平成二年三月三日の誤り。

平成十五年四月一日号外 (岐阜県屋外広告物条例による地域、場所及び物件の指定に関する告示) の一部改正 (岐阜県告示第二百六十七号) 一頁下段前から七行目及び十三行目中「桑田家住宅」は、「桑原家住宅」の誤り。

正 誤  
(原稿誤り)

平成十六年一月三十日第千五百十六号 (岐阜県屋外広告物条例による地域、場所及び物件の指定に関する告示) の一部改正 (岐阜県告示第七十五号) 八三頁上段前から八行目及び十三行目中「桑田家住宅」は、「桑原家住宅」の誤り。

正 誤  
(原稿誤り)  
平成十六年一月六日第千五百十八号 (岐阜県屋外広告物条例による地域、場所及び物

件の指定に誤りのある地図の一部改訂（岐阜県知事第401号）一〇一頁下段後から五行目  
及び一〇一頁上段前から五行目「桑田家住訛」せ、「桑原家住訛」の誤り。

**正 誤**

（原稿誤り）

平成十七年十一月廿一日第十七回七号 岐阜県屋外広告物条例による地域、場所及び

物件の指定に誤りのある地図の一部改訂（岐阜県知事第九回四十五号）九〇一頁上段の表中

43	県道 鵜羽島 線	岐阜市 ・羽島 市境	岐阜市次木・ 同市柳津町境 から同市・羽 島市境までの 区間の路線の 両側千メート ル以内の区域
----	----------------	------------------	--

正	誤
---	---

（原稿誤り）

平成二十一年十一月廿五日付外五 個人演説会等を開催するための施設の指定等

（岐阜県選舉管理委員会知事第777号）三〇頁上段の表中

正	誤
---	---

（原稿誤り）  
平成十九年十一月廿一十七回第十八百九十九号 土地改畠区域の廻任及び就任ハ一六  
頁下段後から三行目中「一九・三・三」せ、「一九・三・一八」のハ二十七頁上段後  
から十一行目中「一九・四・一」せ、「一九・三・一九」の誤り。

**正 誤**

（原稿誤り）

平成二十一年十一月廿五日付外五 個人演説会等を開催するための施設の指定等

（岐阜県選舉管理委員会知事第777号）三〇頁上段の表中

正	誤
---	---

可児市文化創造セン ター	可児市下 139
・主会場	変
・小会場	変
・映像シアター	変
・レセプションホ ール	変

更後 可児市今渡682番地 1	可児市下 139
更前 可児市今渡682番地の 1	可児市下 139

上記区間の路  
線の両側千メ  
ートル以内の  
区域

恵土3433番地

の誤り。

43	県道 鵜羽島 線	岐阜市 ・羽島 市境	岐阜市内八百 五の十 二番地 先
			岐阜市内八百 五の十 二番地 先
			岐阜市内八百 五の十 二番地 先

の誤り。

平成二十一年三月十七日印刷  
平成二十一年三月十七日発行

発 行 所 者

岐 阜 県 庁 縣  
岐 阜 岐 阜 岐 阜  
阜 齊 齊 齊 齊  
縣 齊 齊 齊 齊  
庁 縣 齊 齊 齊 齊

印 刷 者  
印 刷 所  
定 価  
一 か 年  
四 八、〇〇〇 円 (送料共) (消費税二二八六円を含む)  
岐 阜 市 三 輪 ぶ り ん と び あ 十 三  
岐 阜 市 三 輪 ぶ り ん と び あ 十 三  
一一  
岐 飯 尾  
阜 文 芸  
社 寛